

厚生省「遺伝子組換え食品安全性審査義務化」に関する意見書提出について

厚生省生活衛生局食品保健課長殿

平成 12 年 3 月 1 日

厚生省 食品衛生調査会 バイオテクノロジー特別部会
「組換え DNA 応用食品・食品添加物の安全性審査の法的義務化」に関する報告
についての意見書

社団法人農林水産先端技術産業振興センター 畑中孝晴

標記報告（以下、「本報告」という。）で必要としている組換え DNA 応用食品・食品添加物（以下、「遺伝子組換え食品」という。）の安全性審査の法的義務化の目的とするところは、遺伝子組換え食品の安全性に関する消費者の要請に応えその信頼を得ることにあると、同報告から読み取れます。

貴省食品衛生調査会表示特別部会において進行中の遺伝子組換え食品の表示に関する検討につきましても、全く同様のことが言えると考えております。

それらの背景には、厚生省がこれまで遺伝子組換え食品について厳格な安全性審査をしてきていることが、あまりにも一般消費者に知られていない状況があると思われれます。

本報告の目的意識につきましても、当センターと意を同じくするところであり、その具体策のあり方について極めて高い関心があります。

本報告に盛られた遺伝子組換え食品の安全性審査の法的義務化施策により負の影響が生じることが大いに危惧されます。その内容は、次のとおりです。

1. 依って立とうとしている食品衛生法がこれまでに辿ってきた「公衆衛生の見地」「健康危害防止」なる概念の消費者への定着実態に起因する誤解法の概ねの構成は、まず禁止規定をしその例外規定をもうける方式であり、その結果として、食品衛生法の対象となることだけをもって、安全性審査を受けた食品であってもその安全性に懸念を抱く消費者が少なくありません。
2. モニタリング検査の質的及び量的な限界に起因する行政への不信の増大
国内未審査の遺伝子組換え食品の国内流通を法的に排除するためには貴省のモニタリングが必須となりますが、最大限の努力をしても遺伝子組換え農作物/食品のモニタリングに完全を期すことは、現時点でも科学技術的に事実上不可能であります。さらに、イネ・小麦等の主要穀物を含め多様な作目に多様な形質を賦与した遺伝子組換え農作物が研究開発途上にあり、それらを原料とした加工食品の国際通商をも想定すると、近未来的に考えても、貴省のモニタリングに対する消費者の不信が限りなく増大すると考えられます。
また、本報告において対象としている遺伝子組換え微生物が産生した酵素を応用した加工食品等は外国において既に普遍化しており、その加工食品の国際通商の実態を把握することすら既に極めて困難な状況になっていると思われれます。

以上の観点から、遺伝子組換え食品の安全性審査の法的義務化さらには現在検討中の法的表示義務化という手段によるよりも、遺伝子組換え食品の安全性

確保に関し貴省が行っていることに関する情報を消費者の全階層に如何に伝えるかに努めることが肝要と考えます。

行政全体としては、遺伝子組換えによる品種改良技術の本質、遺伝子組換え農作物の研究開発実用化状況、遺伝子組換え食品の製造・流通状況、環境影響・食品安全性評価状況、表示関係、諸外国の動向、国際的な動き等を、関係省庁間で連携のうえあらゆる機会をとらえて情報の提供をして頂く必要があります。

以上のことから、遺伝子組換え食品の安全性審査を法的に義務化することには賛同しかねますが、本報告中の安全性審査基準案についても次の問題点があります。

1. 安全性審査基準である以上、安全性審査に必要なことがらのみを規定すべきであって、安全性審査に直接関係のないことを規定すべきではありません。

安全性審査終了後のモニタリングに必要となる遺伝子組換え体系系統（ライン）の特定・識別のための情報として、挿入 DNA の近傍における宿主植物の DNA 配列に関する規定がありますが、これは、基準ではなく、別の取扱いをするべきものであります。

種子の保存に関する規定がありますが、安全性審査終了後に必要となるものであるならば、別の取扱いをすべきです。

なお、食品としての安全性確認がなされた農作物は、後代交配により、非常に多くの品種が作られ実用化されています。

種子保存の規定をする場合にあっては、その目的を明確にし、その対象等について目的に合致した規定にして頂き度い。

2. いわゆる「セルフクローニング」「ナチュラルオカレンス」の取扱いについて明確にして頂き度い。

本基準案第 1 章第 2 の規定案からは、「セルフクローニング」「ナチュラルオカレンス」共に、「組換え DNA 技術」の範疇であるのか否か必ずしも定かではありません。また、「組換え DNA 技術応用食品及び食品添加物の安全性審査の手続きに関する告示案」第 2 条の「組換え DNA 技術」及び「挿入 DNA」の定義からも、同じことが言えます。そのうえで、本基準案の審査対象外とされています。

そして、「食品、添加物等の規格基準の一部改正案」の規定では、「遺伝子組換え技術」を応用した食品は、安全性審査を経たものでなければならないとし、食品衛生法第 7 条により安全性未審査のものは販売不可となっています。

一方、「セルフクローニング」「ナチュラルオカレンス」は、これまで遺伝子組換え食品の安全性評価指針による安全性確認の対象外とされてきており、特に微生物の改良においては極めて有力な手段であることから、既に多く実用化され、多くの加工食品等に利用されていると考えられます。

以上より、これまでの貴省の取扱いと齟齬なきよう全体的に整合性を取る必要があります。

以上